平成２６年（フ）第５５９号
仙台市若林区沖野７丁目34番18号―105号
債務者　株式会社エムエープランニング
代表者代表取締役　千葉　克彦
1　決定年月日時　平成26年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大竹　直嗣
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月22日午後１時25分
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第４８７号
静岡県藤枝市藤枝４丁目２番７号
債務者　株式会社安間洋服店
代表者代表取締役　安間　園江
1　決定年月日時　平成26年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮田　逸江
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月27日午前11時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第４２１号
埼玉県草加市稲荷２丁目20番50号
債務者　有限会社宮内工業
代表者取締役　宮内　雅昭
1　決定年月日時　平成26年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　池永　知樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月30日午前10時15分
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第１８１７号
札幌市北区新川712番地
債務者　株式会社プロパティ
代表者代表取締役　尾形　頼安
1　決定年月日時　平成26年10月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　阿部　重成
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月３日午前10時30分
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２９２号
愛知県刈谷市相生町２丁目５番地
債務者　貴重株式会社
代表者代表取締役　新實　高久
1　決定年月日時　平成26年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　牧野　　守
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月13日午後２時
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２６年（フ）第１２０号
島根県仁多郡奥出雲町下横田362番地
債務者　松﨑　正人
1　決定年月日時　平成26年10月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大西　智之
4　破産債権の届出期間　平成26年12月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月16日午後４時30分
6　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで
松江地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第５４１号
兵庫県尼崎市猪名寺１丁目38番40号
債務者　板谷　竜祐
1　決定年月日時　平成26年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田村　昌之
4　破産債権の届出期間　平成26年11月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月23日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成27年１月７日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第１６１７号
名古屋市守山区鳥羽見２丁目５番17号
債務者　山宮政敏こと　崔　　政敏
1　決定年月日時　平成26年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　朴　　憲洙
4　破産債権の届出期間　平成26年11月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月22日午後１時10分
6　免責意見申述期間　平成27年１月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１５８４号
愛知県弥富市平島東１丁目120番地
トゥー・ル・モンドＫ　Ｉ―102
債務者　久保　泰人
1　決定年月日時　平成26年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上村　　文
4　破産債権の届出期間　平成26年11月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月28日午前10時50分
6　免責意見申述期間　平成27年１月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１５６０号
愛知県半田市亀崎町６丁目15番地の２、従前の住所名古屋市千種区城木町３丁目49番地　ダイアパレス千種城木205号
債務者　髙橋　元彦
1　決定年月日時　平成26年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡　　嗣人
4　破産債権の届出期間　平成26年11月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月29日午前10時10分
6　免責意見申述期間　平成27年１月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第３００号
石川県野々市市太平寺３丁目42番地　ヴィラージュ205号、従前の住所東京都目黒区八雲３丁目20番19号
債務者　後藤タクシーこと　後藤　義巳
1　決定年月日時　平成26年10月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　関口　佳織
4　破産債権の届出期間　平成26年11月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月13日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成27年２月６日まで
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第３５２号
新潟市東区松和町11番11号
債務者　後藤　健作
1　決定年月日時　平成26年10月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　勝見　洋人
4　破産債権の届出期間　平成26年12月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月14日午前10時45分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成26年12月19日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第９０号
鳥取県鳥取市大覚寺124番地58
債務者　山本　征明
1　決定年月日時　平成26年10月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小松　哲也
4　破産債権の届出期間　平成26年11月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月20日午前10時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成27年１月19日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１５２５号
名古屋市熱田区千年１丁目１番１号　サンロータリー白鳥901号、住民票上の住所名古屋市天白区植田西１丁目508番地　プライムガーデン植田508号
債務者　加藤　　学
1　決定年月日時　平成26年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西山　一博
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月15日午前11時25分
5　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部